第十七条に次の二項を加える。

5　名古屋法務局一宮支局管内愛知県稲沢市北市場本町三丁目四丁目に属する地域（平成二十三年四月一日に愛知県清須市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、名古屋法務局で取り扱わせる。

6　名古屋法務局管内愛知県清須市大嶋一丁目二丁目に属する地域（平成二十三年四月一日に愛知県稲沢市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、名古屋法務局一宮支局で取り扱わせる。

第二十三条第一項中「、海田出張所及び三原出張所」を「及び海田出張所」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条第一項中「及び萩支局」を「、萩支局、周南支局、岩国支局及び柳井出張所」に改め、同条第三項中「登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加える。

第三条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項及び第六項を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項中「、富士見市」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定　平成二十三年四月四日

二　第二条中登記事務委任規則第十三条第一項の改正規定　平成二十三年四月二十五日

三　第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定　平成二十三年五月二日

四　第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定　平成二十三年五月十六日

五　第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第五条第一項、第十条第一項及び第十五条の改正規定　平成二十三年五月二十三日

○文部科学省経済産業省令第一号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第七十一号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

文部科学大臣　高木　義明

経済産業大臣　海江田万里

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年文部科学省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第十一号」を「同項第十三号」に、「令第五十一条第十一号」を「令第五十一条第六項第十三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十九条第一項第四号、第六号及び第九号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第二号中「チまで」を「トまで」に改め、同号中トを削り、チをトとする。

第二十二条第一項中「次に掲げる事業主」を「次のいずれにも該当する事業所の事業主」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　現に雇用している重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下この項において「重度障害者等」という。）である労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者（重度身体障害者、法第二条第五号に規定する重度知的障害者又は精神障害者である者を除く。）を除く。以下この項において同じ。）の数が十人以上であり、かつ、当該重度障害者等である労働者の数の現に雇用している労働者の数のうちに占める割合が十分の二以上である事業所であること。

二　事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置（賃借による設置を除く。以下この号及び第二十二条の三において同じ。）又は整備（重度障害者等の雇用に適当であると認められる設置又は整備に限る。）が行われる事業所であつて、現に雇用している重度障害者等である労働者の適当な雇用を継続することができると認められるものであること。

第二十三条中「、障害者職域拡大等研究調査」を削る。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この省令による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第二十条の二第一項の規定により障害者介助等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する旧規則第二十条の障害者介助等助成金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に、旧規則第二十二条第一項の規定により重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する旧規則第二十一条の重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十六号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年法律第百五十二号）第一条の四の規定に基づき、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「法」を「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「法」という。）」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の前に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（災害復旧事業計画概要書等の提出期限の特例）

2　平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第一条の規定により激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業について、法第三条の規定による補助を受けようとする場合における第一条の規定の適用については、同条中「災害発生後六十日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして都道府県知事が定める日から六十日）」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。